

令和元年12月定例会

総務建設委員会記録

令和元年12月10日(月)

午前10時00分

全員協議会室

付託案件 議案第54号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第55号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例
議案第56号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第57号 有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第58号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第59号 有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第61号 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
議案第62号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

出席者
委員

西口正助委員長
宇野博治委員
岡田行弘委員
成川 満委員
生駒三雄議長

中西登志明副委員長
児嶋清秋委員
池田敦城委員

経営管理部

嶋田博之部長
大松満至経営企画課長
山本芳規秘書広報課長
上村泰広総務係長

喜多俊充参事
上田敏寛防災安全課長
御前一晃総務課長

経済建設部

河野孝司部長
鎌田利宏産業振興課長
脇村哲弘建設課長
武田一之産業振興課主幹
桑原伸浩地籍調査課主幹
児嶋信毅工務係長

成田裕幸理事
大浦秀和有田みかん課長
栗山京三地籍調査課長
泉 泰朗建設課主幹
南村敏嗣庶務係長

消 防 本 部 田邊隆義消防長 梅本敦夫次長
嶋田富司総務課長 尾藤海男樹警防課長

出 納 室 森川直子会計管理者

議会事務局 田中 聡局長 福永康一次長
大谷真也書記

開 会

○西口委員長：おはようございます。これより総務建設委員会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、様々な観点でご議論をいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げますとともに、円滑な運営にご協力いただきますこと、よろしくお願い申し上げます。

議案第54号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(御前総務課長 説明)

質疑なし 採 決 (可 決)

議案第55号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例
(御前総務課長 説明)

○西口委員長：説明は終わりました、次に質疑を認めます、ご質疑ございませんか。

○成川委員：念のためにお伺いします。提案理由、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとする。先程、職員の給与の説明をいただきましたが、勤勉手当が0.05パーセント、給料が0.1パーセントアップ。給料の0.1パーセントアップ、職員のアップに準じて、こちらも上げるということはないか。念のために聞きます。

○御前総務課長：人事院勧告にもとづいての改定等はございませんので、改定をする予定はございません。

○成川委員：人事院勧告の給与勧告にもとづいて、先程の54号、一般職の給与改定で、この次の55号は一般職の給与改定に準じ、期末手当だけの支給率を改定するという。その辺りを聞きましたが。

○御前総務課長：一般職の給与改定の平均0.1パーセントといたしますのは、主に35歳未満の給与額の低い職員が対象となっております、35歳以上の給与額を貰っている職員については改定がございません。この後で出てきます、任期付きの職員の報酬額についても高額のところの改定はございませんでしたので、この特別職についても改定はございません。

○成川委員：年齢が若い、お年寄り。任期付職員、それから特別職も何歳の方がなるの

かはわかりません。

○嶋田経営管理部長：今回、一般職の給与改定に準じてという部分については、期末手当のみという考え方で、特別職については、人勸とは違う考え方で決定されるものだと思っていますので、今回は期末手当のみとご理解いただきたい。

○成川委員：了解です。

質疑終了 採 決 (可 決)

議案第56号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(御前総務課長 説明)

質疑なし 採 決 (可 決)

議案第57号 有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(御前総務課長 説明)

質疑なし 採 決 (可 決)

議案第58号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(御前総務課長 説明)

○西口委員長：説明は終わりました、次に質疑を認めます、ご質疑ございませんか。

○児嶋委員：任期付職員とは、どのような業種ですか。

○御前総務課長：業種と申しますか、色々な業種にわたって一般職等ではありますが、一番具体的な直近の例で言いますと、向後理事などが任期付き職員として着任していただいていたいました。様々な政策にもとづいて、その期間着任される特化した能力を持たれた方で弁護士などです。他の市町の事例としては弁護士を任期付きで雇用したことなどを聞いています。

○児嶋委員：了解です。

質疑終了 採 決 (可 決)

議案第59号 有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鎌田産業振興課長 説明)

○西口委員長：説明は終わりました、次に質疑を認めます、ご質疑ございませんか。

○成川委員：料金のアップということではありますが、処理施設が出来てから初めてですか。

○鎌田産業振興課長：今回が初めてでございます。

- 成川委員：処理施設が出来てから何年ぐらいですか。
- 鎌田産業振興課長：矢櫃地区が平成16年、逢井地区は平成18年に整備され、供用を開始しています。
- 西口委員長：そうすれば何年ですか。
- 鎌田産業振興課長：矢櫃地区が16年、逢井地区が14年になります。
- 成川委員：施設の供用を始めてから最初の値上げということなので、受益者といえますか、利用されている方が十何年も値上げが無く、急に25パーセントですか、上がったのが。そのような値上げなので、利用されている方も少し戸惑いもあると思うし、十分、利用されている方に理解いただくように、丁寧にしていただきたいと思います。
- 西口委員長：他にご質疑ありませんか。
- 岡田委員：一軒当たりの負担額増はどれいくらになりますか。
- 鎌田産業振興課長：今回の料金改定について、平成30年度の使用料ベースで試算した額ですが、約7,000円位の年間でのアップとなります。
- 岡田委員：十何年ぶりの値上げということですが、将来も何年か置きに値上げを考えているのですか。
- 鎌田産業振興課長：計画の期間は平成30年度から令和9年度までの10年間の計画でして、今回令和2年度にまず25パーセントを引き上げさせていただく予定です。次回は令和7年度に現行から再度25パーセント引き上げを考えておりまして、合わせて現行から50パーセントの引き上げをする予定でございます。
- 岡田委員：5年単位くらいで見直しを考えて行くということですが、これは令和何年まで続くのですか。
- 鎌田産業振興課長：計画自体は令和9年度までの10年間です。
- 岡田委員：了解です。
- 西口委員長：他にご質疑ありませんか。
- 宇野委員：提案理由の中に経営基盤の安定のためと大きな題目で掲げていただいているのですが、繰入金もかなりある中で、このままの状況で25パーセントを引き上げることによって、どのような水準まで出来るのか、把握されていますか。
- 鎌田産業振興課長：漁業集落排水処理施設の経営基盤の安定化という目的で今回、引き上げをさせていただくことになっていますが、平成32年度までに経営戦略を策定することになっておることから、先程の計画の内容がございません。その中で、国から示されているものがあり、20立米当り3,000円を目標に掲げて、経営努力をしていきなさいというものがございますので、それに向けた経営戦略の計画となっております。安定化に繋がるかということですが、今回、使用料を引き上げることによりまして、一般会計からの繰入額を少しでも軽減できるように努力していく必要性がありますので、今回の条例改正をさせていただく予定です。ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

○宇野委員：開設した当時は、矢櫃地区にもホテルなどが沢山ありましたし、十分な利用もしていただけるという予定のもと、頑張っただけのものと思いますが、そもそも社会情勢の変化により、厳しい状況になってきていると思います。あまりにも市民の皆様に負担がかかるという事ならば、いかななものかとも思います。今回25パーセントで、令和7年には現行から50パーセントの引き上げになるということですが、自分自身の立場に置き換えた場合、どう感じますか。厳しい状況に置かれるのではないかと思うのですが、どうですか。

○鎌田産業振興課長：確かに受益者のことを考えると、値上げというものは大変負担をかけるものでございますので、我々としても心苦しい部分であります。何分、経営戦略、経営計画をたて、検討していきなさいということから、我々としても一定の努力といいますか、計画化をしていかなければならないことは事実でございますので、住民に対し十分な説明をさせていただきたいと考えます。10月には両地区とも自治会長さんに相談の上、住民説明会を実施しているところでございます。我々としましても受益者負担以外の部分で、何か考えられるものを検討していく所存でございますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

○宇野委員：先程の説明で、国の指針では20立米について3,000円と言うことですが、ここでは10立米で1,237円と半額以下になっている。十分に抑えているということは理解できますが、住民にとって過度な負担にならないように知恵を絞っていただきたいと思います。

○児嶋委員：この前、質疑でも言いました。これには経営の安定のためにと謳っていますが、特に矢櫃地区はまだまだ、つなぎ込み戸数は減っていくと思われまます。極論ですが矢櫃で52戸、逢井で41戸、これが1/3とか1/5に減っていった場合には値上げをしても、ほとんど増収は図れないですよ。今後そのような方針を立てるのか。それと、年間に5,500万円くらい繰入れしていますが、これは年度を追って下がっていくものでしょうか。

○鎌田産業振興課長：まず、矢櫃地区の人口減により、収益の安定が図れないのではないかとありますが、委員のご指摘のとおり、もちろん我々も将来的には収益減になるということは想定してございます。それにつきましては、全庁的に関係部署とも相談をしていきながら、漁業集落排水処理施設のあり方というものの検討を始めて行かなければならないと感じています。その辺りも今後、ご報告させていただく機会があれば、ご報告させていただきたいと思います。繰入れにつきましては、今回の料金改定で一定の収益増は見込めるわけではありますが、あわせて施設の老朽化に伴う修繕費も嵩んでくると想定しておりまして、現時点で繰入れの額を大きく見直すことができない状況であると考えております。ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

○児嶋委員：その説明で納得しておきます。

- 成川委員：今各委員からお話のあったように、矢櫃、逢井地区は実際、過疎化が進んでいる地域だと思います。人口は減っていき、集落排水の料金は上がっていくが、抜本的な方法は中々ないと思う。考えられるのは業務を運営しているところの効率化とか、この施設は造ったら無くすことは出来ないと思うので、どのようにしていくか。市の政策として、矢櫃はいい所なので、みんな来て暮らしてよというような、市の政策の一つとしていることと、実際に住んでみたら負担がどんどんどんどん増えていくという、何か正反対な感じがする。上げていくというのは数字で上げていくということですが、もっとやっぱり暮らしている人のことや今後、その地域がどのように発展していくのか、過疎化をどのように止めていくのかという視点からも考え、この料金の値上げということは大変なことなので、色々な角度からも考えて、他にも努力するところもあると思うので、よろしく願いしたい。
- 岡田委員：せっかく「くらしちやる矢櫃」とかで、住んでもらうための政策に取り組んでいるのに、負担が高くなるということで矛盾しているような感じがするのですが、地元の同意とか、どのような声がありましたか。
- 鎌田産業振興課長：住民説明会を10月の21日に矢櫃地区、10月の23日に逢井地区において、自治会長に相談をさせていただきながら、集まっていたいて、説明はさせていただいております。もちろん受益者の負担増ということで、中々理解というところで本意ではない部分もあるようですが、一定の説明をさせていただいた中で、致し方ないという感じで我々は捉えております。ただ今回、受益者の負担増だけではなく、我々も削減していける部分があるかどうかを精査していきたいと思っておりますので、合わせてその旨をお伝えさせていただいて、ご理解をいただいていると感じております。
- 岡田委員：了解です。
- 西口委員長：他にご質疑ありませんか。
- 池田委員：これに係る償還はいつまでですか。
- 鎌田産業振興課長：令和18年度、令和19年の3月まででございます。
- 池田委員：返済金額はいくらですか。
- 鎌田産業振興課長：約3,900万円です。
- 西口委員長：このような時には、借入金の残高がいくらで、何年に終了して、毎年償還金として、いくら払っているとの数字を答弁するようにして下さい。そうすれば判断もしやすいと思います。
- 鎌田産業振興課長：平成30年度、平成31年3月末で、未償還元金が4億9,855万7,798円でございます。返済額は元金利息を合わせて、3,929万4,118円で、償還が終わるのが令和19年3月末でございます。
- 池田委員：まだまだ先のことで、それまで値上げを見直していくとの話しだったと思います。まず現在、毎年約5千万円を一般会計から繰入れていて、これからもずっと繰入れをしていかなければ仕方がないとは思いますが、もし償還が済んだとすれば、その時点で、ある程度料金を一定化させるなどと

いった将来のことも考える必要があります。また矢櫃や逢井の住民に対しては、そういったこと、10年後、20年後のことまできちっと説明しておく方がいいと思います。そうしないとまた値上げか、また値上げかとなるとも思われます。今後、どんどんどんどん人口は減っていき、また亡くなられていく方もいると思いますが、今、借金でこれだけ返して、何年後には無くなります。そして、こちらも負担していくので、この時点ではあまり値上げをしません。こういった考え方をきちっと説明されるなど、その辺のところを含め、10年後、20年後、償還が終わった時のことを考えた上で、色々な説明をされるようお願いしておきます。

○成川委員：関連して、参考のために聞かせていただきますが、主な建物は少々もつと思いますが、処理をしていくための主な機械、機械の耐用年数というのはどれくらいですか。機械の名前はわかりませんが、必ず更新時期が来ると思いますので。

○鎌田産業振興課長：申し訳ございません。耐用年数につきましては、後ほど報告させていただきます。よろしいでしょうか。

○西口委員長：質疑の途中ですが、暫時休憩したいと思います。

(休 憩)

○西口委員長：休憩中の委員会を再開したいと思います。

○河野経済建設部長：時間をいただきまして、すみません。ありがとうございます。施設の耐用年数ですが、建物、電気系統、設備によって違いますが、電気系統であれば、使うものによって7年から長いもので20年程度、汚泥処理設備についても設備によって違いますが8年から10年、建物については鉄筋コンクリートの場合が一応50年というふうになっていますので、使っている中身によって耐用年数が変わってくることで、ご承知願いたいと思います。

○成川委員：今回の25パーセント、料金を上げようとする検討の基礎の中には、必ず現在使っている機械のランニングコスト。それから多分、更新時期も来るので、そのコスト。様々な費用が想定されることをベースにして、色々な角度から、先程も政策的な話もありましたが。ということで、ベースにはやはり料金の値上げには、そのような検討がなされていたと思います。十分、今後、住民の方に説明ということ…。もう10月にされたとの事ですが、ご理解をいただいて、先程色々な議論もありましたが、色々な角度から検討して、この施設をどのようにして住民のために運営していくかということを考えてやっていただきたいと思います。

○西口委員長：他にご質疑ありませんか。ないようですので、1点だけ聞きます。住民説明会をされたとの事ですが、何人来られていましたか。矢櫃と逢井で何人、今、加入者戸数が何人で参加者数が何人だったかということをお聞かせ下さい。

- 鎌田産業振興課長：まず矢櫃地区ですが、10月の21日の月曜日に、加入者戸数52戸に対しまして、住民16名の方にご参加いただいております。続いて10月の23日に逢井地区で住民説明会を開催させていただいておりますが、こちらは加入者戸数41戸で住民15名の方にご参加いただいております。
- 西口委員長：特別、否定的な意見ではなく、ご理解をいただいたといった感触だったということですね。何のため、値上げをしたいからということ寄っていたのですか。人を寄せるための題目は何ですか、後それだけ聞かせて下さい。
- 鎌田産業振興課長：国の指導に基づいて、経営戦略を策定しなければならない理由も含めて、漁業集落排水処理施設の経営努力をしていく必要がある旨を丁寧に説明させていただいた上で、我々に…。
- 西口委員長：ちょっと待って。難しいことで…。
- 河野経済建設部長：料金改定の説明会です。
- 西口委員長：料金を改定したい旨ですね。了解です。

質疑終了 採 決 (可 決)

議案第61号 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(御前総務課長 説明)

- 西口委員長：説明は終わりました、次に質疑を認めます、ご質疑ございませんか。
- 成川委員：簡単に言えば臨時職員といわれている人の条件の話ですね。法的な今の制度のもとでしたら、臨時職員さんはいわゆるボーナスが無いのですが、これを定めることによって、この方にも働いてくれたことに応じてボーナスが出るということですか。
- 御前総務課長：期末手当としての支給を最大2.6ヶ月分支給することになります。
- 成川委員：それは勤勉手当も入れてのことですか。
- 御前総務課長：期末手当のみで勤勉手当はございません。期末手当を段階的に引き上げていくことを考えておりました、この条例に関しましては、1年目は0.85、2年目が1.7、3年目で2.6というような支給率にしていくことを考えています。期末手当について、今まで臨時職員に対して出ていなかったものが、この制度において、支給されるような仕組みになっております。
- 成川委員：これは、すごく変わることだと思うのですが、今働いておられるといいですか、来年働かれる予定の臨時職員さん全員に適用されるのですか。
- 御前総務課長：臨時的任用職員として、臨時職員さんで本庁に務めていただいている方、あるいは保育職場の臨時職員さんについては全て適用という形になります。特別職、非常勤職員については対象外となる場所もございしますが、一部は会計年度任用職員に移行というような形となっております。
- 成川委員：あくまで予想ですが、来年度のことだから。大体予想される場所、かなりの人数が見込まれると思います。これはいいことですが、かなりの経費、負担がかかると思うので、その辺の見通しを聞かせて下さい。

- 御前総務課長：対象となる臨時的任用の職員は170名程度、一般職の非常勤職員がそれに加わるような形になると思われます。人件費の方ですが初年度で6,000万円程度の増額となることを見込んでおります。先程申しましたように期末手当は3年間で段階的に上げさせていただきますので、最終的には8,000万円程度の人件費の増を見込んでおります。
- 成川委員：働いてくれている人に応じて、こういうことをされることはいいことだと思いますが、今までは結構人件費が厳しかったので、アルバイトといいますか、臨時職員さんが一生懸命に仕事をしてくれても、ボーナスも渡さないということで、だいたい市は助かっていた部分もあると思います。いいことであると思いますが、市全体の経営としてはかなりの負担として今後ずっと続くわけなので、なぜ急に制度を今回このように変えることとなったのか、その辺りを教えていただきたい。
- 御前総務課長：国におきましては、地方自治体の財政状況について、ずっと厳しい状態が続く中、臨時職員さんの人数も増加してきているが、ただ任用制度にそぐわないような運用が見られるということから、適正な任用が確保されるように平成29年に地方公務員法の改正がございました。その施行が来年度からというような法律となっておりますので、そこを加味する形で雇い方の制度の明確化を図ると共に給与についての規定を整備し、制度化させていただいています。
- 成川委員：働き方改革でも無いのだろうが、大変な改革だと思います。他の市町の足並みはどうですか。
- 御前総務課長：他の市町につきましても、9月議会等で3市ほどが上程していると聞いております。そして、この12月議会において、残りの全ての市町が上程すると聞いております。近隣の有田川町につきましても、この12月議会で上程されるように聞き及んでおります。
- 成川委員：臨時職員の人を制度的にきちっと雇用して、その働きに応じて対価を保証することは、いいことだと思います。大改革ですよ。運用に注意してやって下さい。
- 西口委員長：他にご質疑ありませんか。ないようですので、1点だけ申し上げます。今、成川委員が議案第61号について、質疑をされましたが、今答弁をされたようなこと、今のやり取りによって、この議案の中身や趣旨等が理解できたと思うので、今後の議案説明については、このような感覚で委員会でも説明をしていただけたら有難いと思います。今のやり取りで、議案における中身、臨時職員についてのこれまでの経過、期末手当の段階的引き上げなどがきちっと説明されてきました。そうすることで解り易いと思うので、今後の説明についてもよろしく願いしておきます。

質疑終了 採 決 (可 決)

議案第62号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
(御前総務課長 説明)

質疑なし 採 決 (可 決)

○西口委員長：以上で当委員会に付託されました議案の審議は全て終了いたしました。
他にないでしょうか。
なければ、以上で総務建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時23分 閉 会